

高円寺北四丁目新生会防災会会則

(名称)

第1条 この会は、高円寺北四丁目新生会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、大規模地震等の災害発生時に、高円寺北四丁目新生会（以下、「町会」という。）地区住民の安全を確保するために、公的な防災活動を補完して自主的な被害の防止と軽減を担う防災態勢の確立を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模地震による火災対処を主とし、必要に応じて風水害にも対処可能な、地域の安全性評価、防災対策に必要な装備、態勢等の整備を通じた災害予防に関すること。
- (2) 災害の発生時における情報の伝達収集、初期消火、救出救護および避難誘導等の応急対策など具体的な防災活動に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備及び維持・点検に関すること。
- (5) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、町会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（町会長が兼務することを原則とする。）
- (2) 副会長 1名（町会副会長のうち、1名が兼務する。）
- (3) 防災班長 1名
- (4) 防災班員 若干名（うち2名は会計担当とし、出納及び予算・決算を担う。）
- (5) 監事 若干名（町会の監事が兼務する。）

2 前記規定のほか、防災班長は会長が指名し、防災班員は会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総括し、災害等の発生時には応急活動を指揮する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 防災班長は、第4条規定の事業活動の企画、実施を主導し、会務の運営にあたる。

4 防災班員は、第4条規定の事業活動実施の中核を担う。

5 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会および役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、町会の総会と同時に開催する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則の改正に関する事。

(2) 事業計画に関する事。

(3) 予算および決算に関する事。

(4) その他、会長が特に必要と認めた事。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出すべき事。

(2) 防災計画の立案、実施等に関する事。

(3) その他会長が必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、防災活動の効果的な実施のために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 大規模地震発生時における防火・防災組織の編成および任務分担に関する事。

(2) 前記事態における情報の伝達、収集、出火防止、初期消火、救護および避難誘導等に関する防災態勢の具体化に関する事。

(3) 防災訓練の実施に関する事。

(4) 前記防災活動に必要な装備および施設類の整備計画に関する事項。

(5) その他、風水害等、地域に甚大な被害を及ぼす災害への対処等必要な事項。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町会費、防災助成金等により充当する。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監事が行う。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

1 この会則は、平成26年7月23日から実施する。